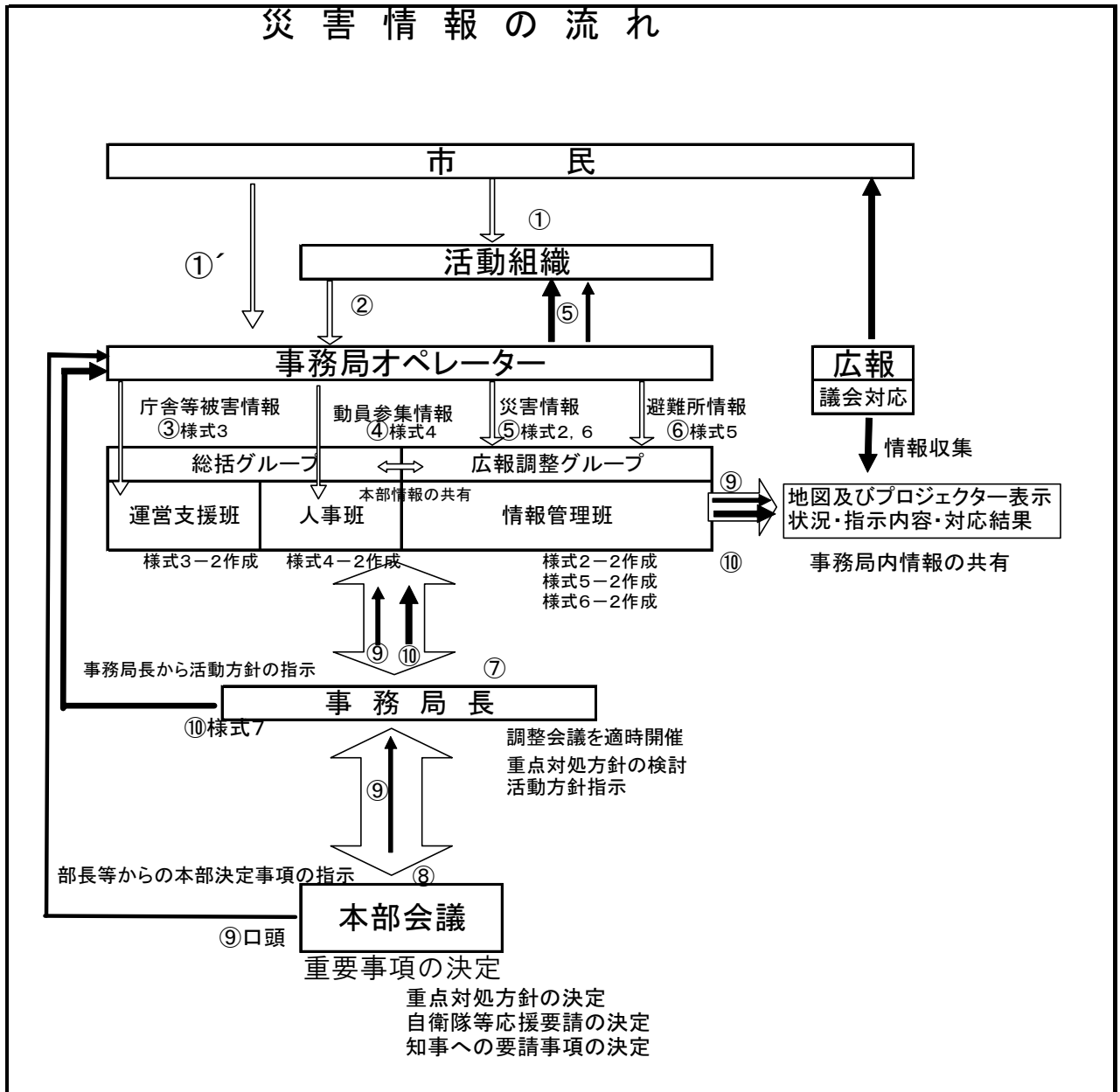


# 災害情報の流れ



# 個人参集票

平成 年 月 日 現在

所 属	勤務場所		
フリガナ 職 級 ・ 氏 名		職 員 番 号	
		血 液 型	A ・ B ・ O ・ AB
住 所			
連 絡 先 電 話 番 号	自 宅 ・ そ の 他 ( )	携 帯 電 話	
参集所要時間	通勤手段による所要時間	時間	分
	大規模災害等を想定し、最も迅速な手段による所要時間	(自転車・単車) 時間	分
事 務 分 掌	所 属 部 局 ・ 班	-----	
		-----	
		-----	
		-----	
		-----	
		-----	
		-----	
		-----	
	私 の 事 務	-----	
		-----	
		-----	
		-----	
		-----	
		-----	
		-----	
		-----	
提 出 理 由 ( 発 生 年 月 日 )	1 人 事 異 動 年 月 日	2 住 所 変 更 年 月 日	3 そ の 他 ( ) 年 月 日
備 考			

- 記入例
- 1 所属 ○○部(局) ○課
- 2 勤務場所 ○○課 ○担当 係
- 3 血液型 該当する血液型を○で囲む。
- 4 住 所 ○丁目○番○○号、○○○マンション○○○号室まで記入する。
- 5 連絡先電話番号 自宅・その他 該当する方を○で囲む。  
 その他に○の者は、( )に該当事項を記入する。  
 例 ( ○ ○ 方 、 呼 出 )  
 携帯電話 携帯電話所有はその電話番号を記入する。  
 ※ 招集の連絡は有線電話番号により行う。  
 ただし、携帯電話のみの者については、携帯電話に行う。
- 6 参集所要時間 ① 通勤手段による所要時間  
 通勤届による、通常の通勤所要時間を記入する。  
 ② 大規模災害を想定し、最も迅速な手段による所要時間  
 (自転車・単車) 該当欄を○で囲む 自動車での参集は認めない。  
 ※ 自転車は時速15km 単車は時速25kmで計算すること。

様式2

### 緊急・応急被災状況報告書

平成 年 月 日		
報告者所属:	役職:	氏名:
情報入手場所:	情報入手時間:	日 時 分
通報者 氏名:	性別: 男・女 年齢(推・実):	才 関係
住所:	TEL	- -
報告地	報告要旨	
数値情報(確認・推定の別)	全焼 半焼 部分倒壊	その他数値情報
概要図		
私見		
建築物の全・半壊、道路・橋りょうの通行可否(車、オートバイ、徒歩)、人の死亡・行方不明、 負傷・未救出等の被害の状況と、被害を受けていない場所の状況等を図示して下さい。		

様式2-2

災 害 情 報 受 付 一 覧 表

NO

指令番号	月日	受付時間	場 所	対象	指令発信チェック	活動開始時間	対応班	備 考
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								

様式3

### 庁舎等被害情報

受信時間	受信者	部、班名	発信者
庁舎の状況			
施設の状況			
備考			

## 庁舎等破損状況一覧表

	課(室)名	チェック欄	庁舎の状況	施設の状況	備考
危機管理室 秘書室	危機管理室				
	秘書室				
経営企画部	政策推進室				
	総合計画策定室				
	行財政改革室				
	広報広聴室				
	広報課				
	市政情報相談課				
行政管理部	法務文書課				
	職員課				
	人材育成室				
	人事課				
	福利厚生課				
	情報化推進室				
	統計課				
財務部	管財課				
	財政課				
	調度課				
	税制課				
	市民税課				
	固定資産税課				
	収納対策室				
	納税課				
人権文化部	文化国際課				
	男女共同参画課				
	人権室				
	人権室 人権啓発課				
	人権室 人権同和調整課				
	長瀬人権文化センター				
	荒本人権文化センター				

## 庁舎等破損状況一覧表

	課(室)名	チェック欄	庁舎の状況	施設の状況	備考
市民生活部	市民総務室				
	市民課				
	日下行政サービスセンター				
	四条行政サービスセンター				
	中鴻池行政サービスセンター				
	若江岩田駅前行政サービスセンター				
	楠根行政サービスセンター				
	布施駅前行政サービスセンター				
	近江堂行政サービスセンター				
	地域振興室				
	まちづくり支援課				
	消費生活センター				
	医療保険室				
	保険管理課				
	資格給付課				
	保険料課				
	国民年金課				
医療助成課					
経済部	経済総務課				
	モノづくり支援室				
	商業課				
	労働雇用政策室				
	農政課				
健康福祉局 福祉部	健康福祉企画課				
	法人指導課				
	生活福祉課				
	障害者支援室				
	長瀬障害者センター				
	荒本障害者センター				
	高齢介護室				
	高齢介護課				

## 庁舎等破損状況一覧表

	課(室)名	チェック欄	庁舎の状況	施設の状況	備考
健康福祉局 福祉部	介護保険室 介護保険料課				
	介護保険室 介護認定給付課				
	こども家庭室				
	こども家庭課				
	子育て支援課				
	保育課				
	東福祉事務所				
	中福祉事務所				
	西福祉事務所				
	保護第一課				
	保護第二課				
	福祉課				
健康福祉局 健康部	保健所				
	保健所 地域健康企画課				
	保健所 食品衛生課				
	保健所 環境薬務課				
	保健所 健康づくり課				
	保健所 東保健センター				
	保健所 中保健センター				
	保健所 西保健センター				
	環境衛生検査センター				
	斎場管理課				
	東診療所				
環境部	環境企画課				
	循環社会推進課				
	環境事業課				
	東部環境事業所				
	中部環境事業所				
	西部環境事業所				
	北部環境事業所				
	美化推進課				



## 庁舎等破損状況一覧表

	課(室)名	チェック欄	庁舎の状況	施設の状況	備考
環境部	環境整備課				
	公害対策課				
	産業廃棄物対策課				
建設局	建設企画総務室				
	検査室				
	土木工営所				
都市整備部	都市整備庶務課				
	都市づくり課				
	都市開発室				
	連続立体交差推進室				
	街路整備室				
土木部	土木環境課				
	道路管理課				
	道路整備課				
	交通対策室				
	公園緑化室				
	公園緑化室 みどり対策課				
	公園緑化室 公園管理課				
公園緑化室 公園整備課					
建築部	住宅政策課				
	住宅改良室				
	建築営繕室				
	建築指導室				
	建築指導室 建築審査課				
	建築指導室 開発指導課				
	建築指導室 指導監察課				
総合病院事務局	総務課				
	医事課				

## 庁舎等破損状況一覧表

		課(室)名	チェック欄	庁舎の状況	施設の状況	備考
消防局	総務部	総務課				
		人事教養課				
	警防部	予防広報課				
		警備課				
		通信指令室				
		東消防署				
		中消防署				
出納室	出納室					
上下水道局	経営企画室					
上下水道局 水道総務部	総務課					
	管財課					
	経理課					
	お客様サービス課					
	営業システム課					
	収納対策課					
上下水道局 水道施設部	施設整備課					
	給水課					
	維持管理課					
	配水管理センター					
上下水道局 下水道部	下水道総務課					
	計画課					
	事業調整課					
	水洗化促進センター					
	業務課					
	下水道管理課					
	施設課					
	建設室					
河川課						

## 庁舎等破損状況一覧表

	課(室)名	チェック欄	庁舎の状況	施設の状況	備考
教育委員会	教育企画室				
	学校教育推進室				
	教育センター				
	人権教育室				
教育総務部	総務課				
	施設整備課				
学校管理部	学事課				
	教職員課				
	学校給食課				
社会教育部	社会教育課				
	青少年スポーツ室				
	文化財課				
	図書館総務室				
	花園図書館				
	永和図書館				
	旭町図書館				
	長瀬青少年センター				
	荒本青少年センター				
	社会教育センター				
青少年女性センター					
選挙管理委員会	総務課				
	選挙課				
監査委員会	事務局				
公平委員会	事務局				
農業委員会	事務局				
議会事務局	庶務課				
	議事調査課				

備考 ただし各課所管施設を含む



### 人員配置状況一覧表

課(室)名	チェック欄	配置人員	日 時 分			日 時 分		
			男	女	合計	男	女	合計
危機管理室		危機管理室						
秘書室		秘書室						
経営企画部		政策推進室						
		総合計画策定室						
		行財政改革室						
		広報広聴室						
		広報課						
行政管理部		市政情報相談課						
		法務文書課						
		職員課						
		人材育成室						
		人事課						
		福利厚生課						
		情報化推進室						
財務部		統計課						
		管財課						
		財政課						
		調度課						
		税制課						
		市民税課						
		固定資産税課						
		収納対策室						
		納税課						
	人権文化部		文化国際課					
		男女共同参画課						
		人権室						
		人権室 人権啓発課						
		人権室 人権同和調整課						
市民生活部		長瀬人権文化センター						
		荒本人権文化センター						
		市民総務室						
		市民課						
		日下行政サービスセンター						
		四条行政サービスセンター						
		中鴻池行政サービスセンター						
		若江岩田駅前行政サービスセンター						
		楠根行政サービスセンター						
		布施駅前行政サービスセンター						
	近江堂行政サービスセンター							
	地域振興室							
	まちづくり支援課							

### 人員配置状況一覧表

課(室)名	チェック欄	配置人員	日 時 分			日 時 分		
			男	女	合計	男	女	合計
市民生活部		消費生活センター						
		医療保険室						
		保険管理課						
		資格給付課						
		保険料課						
		国民年金課						
経済部		医療助成課						
		経済総務課						
		モノづくり支援室						
		商業課						
		労働雇用政策室						
健康福祉局 福祉部		農政課						
		健康福祉企画課						
		法人指導課						
		生活福祉課						
		障害者支援室						
		長瀬障害者センター						
		荒本障害者センター						
		高齢介護室						
		高齢介護課						
		介護保険室 介護保険料課						
		介護保険室 介護認定給付課						
		こども家庭室						
		こども家庭課						
		子育て支援課						
		保育課						
		東福祉事務所						
		中福祉事務所						
		西福祉事務所						
		保護第一課						
		保護第二課						
健康福祉局 健康部		福祉課						
		保健所						
		保健所 地域健康企画課						
		保健所 食品衛生課						
		保健所 環境薬務課						
		保健所 健康づくり課						
		保健所 東保健センター						
		保健所 中保健センター						
	保健所 西保健センター							
	環境衛生検査センター							

### 人員配置状況一覧表

課(室)名	チェック欄	配置人員	日 時 分			日 時 分		
			男	女	合計	男	女	合計
健康福祉局 健康部		斎場管理課						
		東診療所						
環境部		環境企画課						
		循環社会推進課						
		環境事業課						
		東部環境事業所						
		中部環境事業所						
		西部環境事業所						
		北部環境事業所						
		美化推進課						
		環境整備課						
		公害対策課						
		産業廃棄物対策課						
建設局		建設企画総務室						
		検査室						
		土木工営所						
都市整備部		都市整備庶務課						
		都市づくり課						
		都市開発室						
		連続立体交差推進室						
		街路整備室						
土木部		土木環境課						
		道路管理課						
		道路整備課						
		交通対策室						
		公園緑化室						
		公園緑化室 みどり対策課						
		公園緑化室 公園管理課						
	公園緑化室 公園整備課							
建築部		住宅政策課						
		住宅改良室						
		建築営繕室						
		建築指導室						
		建築指導室 建築審査課						
		建築指導室 開発指導課						
		建築指導室 指導監察課						
総合病院事務局		総務課						
		医事課						

### 人員配置状況一覧表

課(室)名		チェック欄	配置人員	日 時 分			日 時 分		
				男	女	合計	男	女	合計
消防局	総務部	総務課							
		人事教養課							
	警防部	予防広報課							
		警備課							
		通信指令室							
		東消防署							
		中消防署							
西消防署									
出納室	出納室								
上下水道局	経営企画室								
上下水道局 水道総務部	総務課								
	管財課								
	経理課								
	お客様サービス課								
	営業システム課								
	収納対策課								
上下水道局 水道施設部	施設整備課								
	給水課								
	維持管理課								
	配水管理センター								
上下水道局 下水道部	下水道総務課								
	計画課								
	事業調整課								
	水酸化促進センター								
	業務課								
	下水道管理課								
	施設課								
	建設室								
教育委員会	河川課								
	教育企画室								
	学校教育推進室								
	教育センター								
教育総務部	人権教育室								
	総務課								
学校管理部	施設整備課								
	学事課								
	教職員課								
	学校給食課								
社会教育部	社会教育課								
	青少年スポーツ室								
	文化財課								



### 人員配置状況一覧表

課(室)名	チェック欄	配置人員	日 時 分			日 時 分		
			男	女	合計	男	女	合計
社会教育部		図書館総務室						
		花園図書館						
		永和図書館						
		旭町図書館						
		長瀬青少年センター						
		荒本青少年センター						
		社会教育センター						
選挙管理委員会事務局		総務課						
		選挙課						
監査委員事務局		事務局						
公平委員会事務局		事務局						
農業委員会事務局		事務局						
議会事務局		庶務課						
		議事調査課						

備考 ただし各課所管施設を含む

### 避難所状況報告書

受信時間	受信者	部、班名	発信者							
避難所庁舎の 被害状況										
備蓄物資の状況										
被災者収容状況										
	男	女	総人数	就学前	小学生	中学生	成人	65歳 以上	要援護 高齢者	要援護 障害者
備考										

様式5-2

## 避難所一覽表

自治連 合会校区	総人口 (人)	避難人員 (人)	1次避難所	総面積 (㎡)	震災時 有効面積 (㎡)	収容可能 人員 (人)	風水害時 有効面積 (㎡)	月 日 時 分											
								男	女	合計	就学前	小学生	中学生	成人	65歳 以上	要援護 高齢者	要援護 障害者		
孔舎衛	23,287	4,658	孔舎衛小学校	6,530	2,443	1,222	6,530												
			孔舎衛東小学校	5,178	1,992	996	5,178												
			孔舎衛中学校	6,564	2,454	1,227	6,564												
			小計	18,272	6,889	3,445	18,272												
石 切	12,761	2,552	石切小学校	6,408	2,402	1,201	6,408												
			石切中学校	7,103	2,634	1,317	7,103												
			小計	13,511	5,036	2,518	13,511												
石切東	11,040	2,208	石切東小学校	5,178	1,992	996	5,178												
枚岡西	15,223	3,045	枚岡西小学校	5,500	2,100	1,050	5,500												
			枚岡中学校	6,748	2,516	1,258	6,748												
			小計	12,248	4,616	2,308	12,248												
枚岡東	9,296	1,860	枚岡東小学校	4,420	1,740	870	4,420												
縄手北	15,256	3,051	縄手北小学校	7,153	2,651	1,326	7,153												
			縄手東小学校	5,355	2,051	1,026	5,355												
			縄手北中学校	6,202	2,334	1,167	6,202												
			小計	18,710	7,036	3,518	18,710												
縄手上四条	13,960	2,792	上四条小学校	5,187	1,995	998	5,187												
			縄手小学校	5,673	2,157	1,079	5,673												
			縄手中中学校	5,684	2,161	1,081	5,684												
			小計	16,544	6,313	3,157	16,544												
縄手南	17,883	3,577	縄手南小学校	7,599	2,799	1,400	7,599												
			縄手南中学校	6,694	2,498	1,249	6,694												
			小計	14,293	5,297	2,649	14,293												
池 島	13,167	2,633	池島小学校	6,466	2,422	1,211	4,044												
			池島中学校	5,594	2,131	1,066	3,463												
			小計	12,060	4,553	2,277	7,507												







## 2次避難所

2次避難所	総面積	有効面積	有効収容 人員	月			日			時				分	
				男	女	合計	就学前	小学生	中学生	成人	65歳 以上	要援護 高齢者	要援護 障害者		
日下 ゆうゆうプラザ	1,948	789	395												
日新高校	14,560	4,015	2,008												
枚岡樟風高校	16,855	4,589	2,295												
みどり清朋高校	16,848	4,587	2,294												
四条 やまなみプラザ	2,831	902	451												
城東工業高校	21,479	5,745	2,873												
かわち野高校	17,188	4,672	2,336												
中鴻池 グリーンパル	4,124	1,398	699												
ドリーム21	4,744	1,680	840												
若江岩田 くすのきプラザ	26,222	962	481												
花園高校	13,450	3,738	1,869												
楠根 ももの広場	1,203	555	278												
布施北高校	18,488	4,997	2,499												
布施 夢広場	1,357	375	188												
布施高校	12,997	3,624	1,812												
布施工業高校	21,181	5,670	2,835												
近江堂 はすの広場	1,552	655	328												

## 3次避難所

3次避難所	総面積	有効面積	有効収容 人員	月			日			時				分	
				男	女	合計	就学前	小学生	中学生	成人	65歳 以上	要援護 高齢者	要援護 障害者		
近畿大学付属高校	33,642	8,328	4,164												
大阪商業大学付属高校	11,154	3,030	1,515												
樟蔭高校	8,201	2,440	1,220												
樟蔭東高校	24,245	5,649	2,825												
東大阪大学 敬愛女子高校	28,635	6,527	3,264												
近畿大学	149,265	29,044	14,522												
大阪商業大学	51,927	11,985	5,993												
樟蔭女子大学	50,261	10,852	5,426												







災害個別概況聞き取り書

月日	指令番号

要請内容			
受付時間	受信者	発信者	発信者住所及び電話番号
場所			
対象			
どのようなになっているのか			
逃げ遅れはいるか。			
何人くらい			

市民被災状況							
		戸数	世帯数	人数			備考
				男	女	計	
倒壊	全壊						
	半壊						
	部分倒壊						
火災	全焼						
	半焼						
	部分焼						
その他							



# 指 示 書

月日	指令番号

指 示 内 容			
発信時間	発信者	受信班名	受信者氏名
活 動 方 針			
指 示			
備 考			





# 東大阪市防災会議条例

昭和42年3月30日  
東大阪市条例第96号

## (趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、東大阪市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織について必要な事項を定めるものとする。

## (所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 東大阪市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 本市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前各号のほか、法律又はこれに基づき政令によりその権限に属する事務

## (会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
  - (1) 本市の区域を管轄する指定地方行政機関の職員
  - (2) 大阪府の職員
  - (3) 大阪府警察の警察官
  - (4) 本市の職員
  - (5) 本市の区域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員
  - (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が防災上必要と認める者
- 6 委員の定数は、50人以内とする。
- 7 第5項第4号に掲げる者を除き、委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 8 委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者又は本市の職員のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(幹事)

第5条 防災会議に、幹事若干人を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、市長が任命する。

3 幹事は、防災会議の所掌事務について委員及び専門委員を補佐する。

(議事等)

第6条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営について必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年3月31日条例第5号)抄

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成17年10月28日条例第83号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の日から平成19年1月31日までの間に改正後の東大阪市防災会議条例第3条第5項第6号の者の中から委嘱される委員の任期は、同条第7項本文の規定にかかわらず、同日までとする。



## 東大阪市防災会議運営規程

### (趣 旨)

第1条 この規程は、東大阪市防災会議条例(昭和42年東大阪市条例第96条)第6条の規定に基づき、東大阪市防災会議(以下「防災会議」という。)の議事及び運営について必要な事項を定めるものとする。

### (会 議)

第2条 防災会議は、会長が招集し、議長となる。

2 委員が、事故のため会議に出席できないときは、あらかじめ書面により会長に通知した上で代理者を出席させることができる。

3 前項の代理者は、委員として議案の議決権を有するものとする。

4 防災会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

5 防災会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (専 決)

第3条 防災会議が成立しないとき、会長が防災会議を招集するいとまがないと認めるとき、又は、防災会議において処理すべき事件を議決しないときは、会長は、防災会議が処理すべき件を専決処分することができる。

2 一部の機関のみに関係ある事件について、会長は、該当機関に属する委員と協議して処分することができる。

3 防災会議の処理すべき事件で、特に軽易な事件は、会長が専決処分することができる。

4 会長は、前3項の規定により処分したときは、次の防災会議に報告しなければならない。この場合、第1項及び第2項の規定による処分については、その承認を求めなければならない。

### (委 任)

第4条 この規程に定めるもののほか、防災会議の運営について必要な事項は、会長が定める。

### (会議の庶務)

第5条 会議の庶務は、危機管理室が処理する。

### 附 則

この規程は、防災会議において議決した日から施行する。

(昭和42. 9. 13議決)

(平成18. 6. 8議決)

○東大阪市災害対策本部条例

昭和42年3月30日  
東大阪市条例第97号

(趣 旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条第7項の規定に基づき、東大阪市災害対策本部(以下「本部」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(組 織)

第2条 災害対策本部長(以下「本部長」という。)は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員(以下「本部員」という。)その他の職員は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

( 部 )

第3条 本部長は、必要があると認めるときは、本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員その他の職員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部員のうちから本部長が指名する。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委 任)

第5条 この条例に定めるもののほか、本部について必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成9年3月31日条例第13号)

この条例は、平成9年4月1日から施行する。